

○ 独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程

[平成 15 年 10 月 1 日付]

[15 農畜機第 8 号-4]

改正 平成 15 年 11 月 28 日付 15 農畜機第 1021 号
平成 16 年 3 月 31 日付 15 農畜機第 3053 号
平成 16 年 10 月 29 日付 16 農畜機第 3247 号
平成 17 年 9 月 27 日付 17 農畜機第 2682 号
平成 17 年 11 月 22 日付 17 農畜機第 3395 号
平成 18 年 3 月 24 日付 17 農畜機第 4760 号
平成 19 年 3 月 22 日付 18 農畜機第 4473 号
平成 19 年 12 月 1 日付 19 農畜機第 3513 号
平成 19 年 12 月 26 日付 19 農畜機第 3742 号
平成 19 年 12 月 27 日付 19 農畜機第 3743 号
平成 20 年 3 月 28 日付 19 農畜機第 4980 号
平成 20 年 3 月 28 日付 19 農畜機第 4988 号
平成 21 年 3 月 25 日付 20 農畜機第 4832 号
平成 21 年 11 月 30 日付 21 農畜機第 3686 号
平成 22 年 3 月 30 日付 21 農畜機第 4986 号
平成 22 年 12 月 1 日付 22 農畜機第 3527 号
平成 23 年 3 月 29 日付 22 農畜機第 5179 号
平成 23 年 8 月 1 日付 23 農畜機第 1913 号
平成 24 年 3 月 30 日付 23 農畜機第 5196 号
平成 24 年 3 月 30 日付 23 農畜機第 5365 号
平成 24 年 6 月 1 日付 24 農畜機第 1092 号
平成 24 年 6 月 15 日付 24 農畜機第 1302 号
平成 24 年 11 年 30 日付 24 農畜機第 3660 号
平成 25 年 3 月 21 日付 24 農畜機第 5181 号
平成 25 年 6 月 14 日付 25 農畜機第 1244 号
平成 25 年 11 年 29 日付 25 農畜機第 3656 号
平成 26 年 3 年 26 日付 25 農畜機第 5400 号
平成 26 年 12 年 1 日付 26 農畜機第 3770 号
平成 27 年 3 年 31 日付 26 農畜機第 5909 号
平成 27 年 6 月 5 日付 27 農畜機第 1212 号
平成 27 年 9 月 28 日付 27 農畜機第 2902 号
平成 28 年 2 月 22 日付 27 農畜機第 5055 号
平成 28 年 4 月 11 日付 28 農畜機第 139 号

平成 28 年 10 月 17 日付 28 農畜機第 3542 号
平成 28 年 12 月 13 日付 28 農畜機第 4579 号
平成 29 年 3 月 27 日付 28 農畜機第 6637 号
平成 30 年 1 月 18 日付 29 農畜機第 5400 号
平成 30 年 6 月 11 日付 30 農畜機第 1509 号
平成 30 年 7 月 20 日付 30 農畜機第 2417 号
平成 31 年 1 月 17 日付 30 農畜機第 5722 号
平成 31 年 3 月 7 日付 30 農畜機第 6976 号
平成 31 年 4 月 24 日付 31 農畜機第 611 号
令和 2 年 1 月 22 日付元農畜機第 6178 号
令和 2 年 3 月 27 日付元農畜機第 7912 号
令和 2 年 9 月 15 日付 2 農畜機第 3217 号
令和 3 年 3 月 30 日付 2 農畜機第 7419 号
令和 3 年 4 月 9 日付 3 農畜機第 156 号
令和 4 年 2 月 4 日付 3 農畜機第 5704 号
令和 4 年 4 月 11 日付 4 農畜機第 129 号
令和 4 年 9 月 27 日付 4 農畜機第 3657 号
令和 4 年 12 月 13 日付 4 農畜機第 4985 号
令和 5 年 1 月 18 日付 4 農畜機第 5621 号
令和 5 年 3 月 30 日付 4 農畜機第 7343 号
令和 5 年 4 月 10 日付 5 農畜機第 250 号
令和 5 年 6 月 5 日付 5 農畜機第 1664 号
令和 5 年 6 月 27 日付 5 農畜機第 2219 号
令和 6 年 1 月 23 日付 5 農畜機第 6747 号
令和 6 年 3 月 28 日付 5 農畜機第 8562 号

(総則)

第 1 条 独立行政法人農畜産業振興機構職員規程（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 8 号-1。以下「職員規程」という。）第 2 条に規定する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(給与の種類及び支払)

第 2 条 職員の給与は、次のとおりとする。

(1) 基本給

ア 本俸

イ 扶養手当

- (2) 諸手当
 - ア 業務調整手当
 - イ 住居手当
 - ウ 通勤手当
 - エ 単身赴任手当
 - オ テレワーク手当
 - カ 超過勤務手当
 - キ 管理職員特別勤務手当
 - ク 期末手当
 - ケ 勤勉手当
 - コ 寒冷地手当
- 2 海外で勤務する職員の給与は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。
 - ア 海外本俸
 - イ 扶養手当
 - ウ 在勤基本手当
 - エ 住居手当
 - オ 配偶者手当
 - カ 子女教育手当
 - キ 期末手当
 - ク 勤勉手当
- 3 職員規程第4条の2第1項第1号の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の給与は、前2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 本俸
 - (2) 諸手当
 - ア 通勤手当
 - イ テレワーク手当
 - ウ 特定任期付職員業績手当
- 4 職員規程第14条の規定により採用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給与は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 本俸
 - (2) 諸手当
 - ア 通勤手当
 - イ テレワーク手当

ウ 超過勤務手当

エ 期末手当

オ 勤勉手当

5 給与は、租税公課、社会保険の個人負担金及びこれらに準ずるものを控除した金額を現金で支払う。

6 海外で勤務する職員が勤務地において、勤務することにより租税が課せられるときは、その租税の額に相当する額を機構が負担することができるものとする。

(本俸の決定)

第3条 職員の本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、別表第一の本俸月額表により、その本俸月額を定めてこれを支給する。ただし、総括調整役の本俸については、理事長が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、主査及び専門役の職にある職員の本俸については、別表第二の業務専門職本俸月額表により、その本俸月額を定めてこれを支給する。

3 本俸月額表と業務専門職本俸月額表との間で異動する職員の本俸月額は理事長が別に定める。

4 特定任期付職員の本俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度、従事する業務の困難及び重要の度に応じて、別表第三の特定任期付職員本俸月額表に掲げる本俸月額により理事長が定める。

5 定年前再雇用短時間勤務職員の本俸は、本俸月額表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準本俸月額のうち、その者の属する職務の等級に応じた基準本俸月額に、職員規程第23条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（本俸月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を本俸月額として支給する。

(海外本俸)

第3条の2 海外本俸の額は、本俸月額（前条に掲げる本俸月額をいう。以下同じ。）の106分の80に相当する額を支給する。

(初任給の基準)

第4条 新たに採用した職員の本俸は、学歴により次のとおりとする。ただし、卒業後年数を経過した者については、学歴、職務経歴等を勘案する。

(1) 大学を新たに卒業した者 5等級37号

(2) 短期大学を新たに卒業した者 5等級25号

(3) 高等学校を新たに卒業した者 5等級17号

2 新たに採用した職員の勤務成績を考査するための試用期間（6月）においては、前項の規定にかかわらず、その者につき、暫定的に本俸を定めることができる。

（昇給・降給及び昇格・降格）

第5条 職員の昇給及び降給は、理事長が別に定める日に、独立行政法人農畜産業振興機構職員人事評価規程（平成19年12月26日付け19農畜機第3742号-1。以下「人事評価規程」という。）に基づいて実施する人事評価（以下単に「人事評価」という。）の結果を踏まえて、理事長が別に定める基準に従い、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させる場合の昇給の号俸数は、前年度の人事評価の総合評価（人事評価規程第2条第4項に規定する総合評価をいう。）においてAの職員の昇給の号俸数を次の各号によるものとするを標準とする。

（1）1等級の職員

ア 1等級に昇格してからの昇給回数が1回目の昇給 3号俸

イ ア以外の職員 2号俸

（2）2等級の職員

ア 昇給日の前日の本俸が2等級46号俸以下の職員 4号俸

イ 昇給日の前日の本俸が2等級47号俸以上であって、昇給日の年齢が満51歳以下の職員 3号俸

ウ ア及びイ以外の職員 2号俸

（3）3等級の職員

ア 3等級に昇格してからの昇給回数（当該職員が理事長が別に定める職務の等級を決定する場合に必要な資格に係る必要在級年数（以下単に「必要在級年数」という。）を超えて3等級又は4等級に昇格しているときは、当該職務の等級に決定するための必要在級年数を超えた年以降の昇給回数の合計を減じた昇給回数とする。イ及びウにおいて同じ。）

が10回目までの昇給 4号俸

イ 3等級に昇格してからの昇給回数が11回目の昇給 3号俸

ウ 3等級に昇格してからの昇給回数が12回目から15回目までの昇給 2号俸

エ 3等級に昇格してからの昇給回数が16回目以降の昇給 1号俸

（4）主査及び専門役の職員 2号俸

（5）4等級の職員

ア 3等級に決定するための必要在級年数までの昇給 4号俸

イ 3等級に決定するための必要在級年数を超えた年以降の昇給 2号俸

(6) 5等級の職員

ア 4等級に決定するための必要在級年数までの昇給 4号俸

イ 4等級に決定するための必要在級年数を越えた年以降の昇給 2号俸

3 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号俸を超えて行うことができない。

4 55歳を超える職員は、第1項に規定する人事評価の結果を踏まえて理事長が別に定める基準に従って昇給又は降給をする場合を除き、昇給又は降給をしない。

5 本俸月額表の上位等級への昇格又は下位等級への降格は、人事評価の結果を踏まえて理事長が別に定める基準によって行う。

6 第1項から前項までの規定は、特定任期付職員には適用しない。

(支払の方法)

第6条 基本給並びに諸手当のうち業務調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及びテレワーク手当は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）につき、その月の月額的全額を、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、前月の給与期間の分をそれぞれその月の16日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日に当たるときは、更に繰り上げて支給する。

2 海外で勤務する職員への給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給は、第1項の規定を準用する。

3 海外で勤務する職員の給与は当該勤務地の通貨で支払う。ただし、次の各号の一に該当する場合には、給与の全部又は一部について、本邦通貨をもって支払うことができる。

(1) 第20条の5第2項の規定に基づき本邦に帰任した職員に日割計算により支給する場合

(2) 職員から申請がなされた場合であつて、理事長が必要と認めるとき

4 前項第2号の申請を行う職員は、別紙様式に定める様式を理事長に提出するものとする。

(本俸の計算)

第7条 新たに職員となった者にはその日から本俸を支給し、昇給、降給、昇格、降格、本俸月額表と業務専門職本俸月額表との間の異動等により本俸月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本俸を支給する。

2 職員が退職したときは、その日までの本俸を支給する。

3 職員が死亡したときは、その死亡した日の属する月の本俸月額的全額を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本俸を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本俸月額、その月の現日数から職員規程第25条第1項第1号の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。その際、週休日が職員規程第25条第1項第2号及び第3号に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日と重なつた場合においても、週休日として取り扱うものとする。

(海外本俸の計算)

第7条の2 海外本俸は、海外で勤務する職員が勤務地に到着した日の翌日から、帰国(出張のための帰国を除く。)を命ぜられて勤務地を出発する日の前日まで支給する。

2 海外で勤務する職員が離職し、又は死亡したときは、前条に準じて支給する。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、総括調整役に対しては支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円(1等級の職員(総括調整役を除く。)にあつては3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 海外で勤務する職員が第20条の3に定める配偶者手当を受ける場合は、配偶者に係る扶養手当は、支給しない。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族（総括調整役にあつては、扶養親族たる子に限る。以下この条において同じ。）がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、総括調整役から総括調整役以外の職員となった者に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出がないときはその職員が総括調整役以外の職員となった日、職員に扶養親族で同項の規定による届出がない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当支給を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、総括調整役以外の職員から総括調整役となった者に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出がある場合においてその職員に扶養親族たる子の同項の規定による届出がないときはその職員が総括調整役となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出がある総括調整役が総括調整役以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出がある1等級の職員（総括調整役を除く。）が1等級（総括調整役を含む。）以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出及び扶養親族たる子で同項の規定による届出がある職員で総括調整役以外のものが総括調整役となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出がある職員で1等級（総括調整役を含む。）以外の職員が1等級の職員（総括調整役を除く。）となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
（業務調整手当）

第10条 業務調整手当は、次の各号に掲げる職にある職員にその区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 総括調整役、部長、業務監査室長、考査役及び審査役 月額 100,900 円
- (2) 課長、事務所長並びに職員規程における所属上司及び人事評価規程別表における一次評価者である上席調査役、調査役及び事務所次長 月額 88,300 円
- (3) 上席調査役、調査役及び事務所次長（前号に掲げる上席調査役、調査役及び事務所次長を除く。） 月額 67,300 円
- (4) 課長代理、室長代理、所長代理及び特に高度の知識経験を必要とする
と認められる業務に従事する職務の者で理事長が指定する者 月額
33,500 円
- (5) 参事及び副参事 月額 23,450 円

2 前項の規定による額が、独立行政法人農畜産業振興機構役員給与規程（平成15年10月1日付け15農畜機第8号-2）第4条に規定する役員の本俸月額のうち最低の本俸月額及びこれに対する特別調整手当の月額の合計額から職員が受ける本俸月額と扶養手当の月額の合計額を差し引いた額以上の額となる場合には、その者に支給する業務調整手当の額は、前項の規定にかかわ

らず、その差し引いた額に満たない額の範囲内で理事長が別に定める額とする。

- 3 第15条の規定は、第1項第1号から第3号までに規定する職員には適用しない。
- 4 業務調整手当の計算については、第7条の規定を準用する。

第11条 削除 (住居手当)

第12条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
 - (2) 第14条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（次項各号に規定する住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 前項の規定は、次の各号の一に該当する職員には適用しない。
 - (1) 独立行政法人農畜産業振興機構職員宿舍貸付規程（平成15年10月1日付け15農畜機第140号-1）の規定による宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員
 - (2) 国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員
 - (3) 地方公共団体、公共企業体その他法人から貸与された職員宿舍に居住している職員
 - (4) 父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員
- 3 住居手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員であるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。
 - (1) 第1項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

- イ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円) を 11,000 円に加算した額
- (2) 第 1 項第 2 号に掲げる職員 第 1 号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額 (その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 4 海外で勤務する職員に対する住居手当については以下のとおりとする。
- (1) 住居手当の月額は、職員が居住している家具付きでない住宅の 1 箇月に要する家賃の額 (職員が居住している住宅が家具付きである場合には、その額の 100 分の 90 に相当する額) から当該家賃の額に別表第四の住居手当の月額に係る控除率の欄に定める率を乗じて得た額を控除した額に相当する額とする。ただし、別表第四に定める額を限度とする。
- (2) 前号ただし書の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの者 (第 4 号及び第 5 号において「配偶者等」という。) を伴う海外で勤務する職員以外の者に支給する住居手当の月額は、別表第四に定める額の 100 分の 80 に相当する額を限度とする。
- ア 配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第 5 号において同じ。)
- イ 子 (主として海外で勤務する職員の収入によって生計を維持している者に限る。第 5 号において同じ。)
- (3) 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。
- (4) 本邦に帰住した職員が、やむを得ない事故のため、理事長の許可を得て引き続き配偶者を旧勤務地に残留させる場合には、180 日以内においてその事故の存する間、従前のおり住居手当を支給することができる。
- (5) 海外で勤務する職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から 180 日を超えない期間を限り、当該職員が死亡当時伴っていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。
- (6) 前号の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 5 前各項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- (通勤手当)
- 第 13 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次の各号に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額（第14条の2第1項の規定によりテレワーク手当を支給される職員及び定年前再雇用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

- ア 自動車等の使用距離（以下この号において単に「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
 - イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
 - ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
 - エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
 - オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
 - カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
 - キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
 - ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
 - ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
 - コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
 - サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
 - シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
 - ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の実情を考慮して、前2号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額
- 3 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居（当該住居

に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が、理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による通勤手当

4 前項の規定は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)等の適用を受けていた者で、国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)又は地方公共団体(以下「国等」という。)の要請に応じ引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が、理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に係る最初の月の別に定める日に支給する。

- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 9 前各項で規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(単身赴任手当)

第14条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が理事長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 給与法等の適用を受けていた者で、国等の要請に応じ引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった直前の住居から職員となった直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

5 前各項の規定による理事長が別に定める事項については、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(テレワーク手当)

第14条の2 理事長が別に定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他理事長が別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、理事長が別に定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、テレワーク手当を支給する。

2 テレワーク手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、テレワーク手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定めるところによる。

(超過勤務手当)

第15条 休日（職員規程第25条に規定する休日をいう。以下同じ。）以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、休日以外の日において正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 定年前再雇用短時間勤務職員が、休日以外の日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の適用については、その勤務時間1時間につき、正規の勤務時間1時間当たりの給与額を超過勤務手当として支給する。

3 休日において勤務することを命ぜられた職員には、休日において勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額に、100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

5 職員規程第27条の2に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第4項に

定める割合から第1項又は第3項に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

- 6 前各項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸月額及び職務手当の月額の合計に12を乗じ、その額を1年間における勤務時間数で除して得た額とする。

第16条 削除

(管理職員特別勤務手当)

第17条 第10条第1項の規定に基づき業務調整手当の支給を受ける職員で同条第3項の規定の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により職員規程第25条に規定する休日(次項において「休日」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が休日以外の日の午後10時から午前5時までの間の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲において理事長が別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

- (2) 前項に規定する場合 勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額(本俸月額及び業務調整手当の月額の合計に12を乗じ、その額を1年間における勤務時間数で除して得た額とする。)に、100分の25を乗じて得た額とする。

- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

- 5 前項で規定する理事長が別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ理事長が別に定める日(以下「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 前項の支給日が、休日に当たるときの取扱いについては、第6条ただし書の規定を準用する。

- 3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本俸月額及び扶養手当の月額合計（総括調整役、部長、業務監査室長、考査役及び審査役の職にある職員にあっては、その額に本俸月額に100分の23を乗じて得た額を加算した額、課長、上席調査役、調査役、事務所長及び事務所次長の職にある職員にあっては、その額に本俸月額に100分の14を乗じて得た額を加算した額。以下「期末手当基礎額」という。）を基礎として国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準により計算した額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務にある職員にあっては、それぞれの基準日現在において受けるべき本俸月額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を前項の期末手当基礎額に加算する。
 - (1) 1等級の職にある職員 100分の20
 - (2) 2等級の職にある職員 100分の15
 - (3) 主査、専門役及び3等級の職にある職員 100分の10
 - (4) 4等級の職にある職員であって理事長が別に定める要件を満たしているもの 100分の5
- 5 給与法の適用を受けていた者であって、国の要請に応じ引き続き職員となったものについては、その者の基準日以前の期間内における在職期間に給与法の適用を受けていた期間を加算して第3項の規定を適用する。
- 6 職員が基準日前1月以内に国の要請に応じ、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）を退職して引き続き給与法の適用を受ける者となった場合にあっては、第1項の規定による期末手当は支給しない。
- 7 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与法に関する特例法（昭和29年法律第141号。以下「給与特例法」という。）の適用を受けていた者又は地方公務員であった者で、国又は地方公共団体の要請に応じ引き続き職員となったものについては、給与特例法の規定に基づく労働協約又は当該地方公共団体における条例において給与法（人事院規則等を含む。）と同様の規定を設けているときは、前2項の規定を準用する。
- 8 独立行政法人の職員であった者で、当該独立行政法人の長の要請に応じ引き続き職員となった者については、第5項及び第6項の規定を準用する。この場合において「給与法」とあるのは「当該独立行政法人の職員の給与の支給の基準」と読み替えるものとする。
- 9 定年前再雇用短時間勤務職員の期末手当については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

10 海外で勤務する職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額を基礎として、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準により計算した額に、第3項の理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 海外本俸の額及び扶養手当の月額合計額

(2) 海外本俸の額に第4項各号に定める割合に準じて理事長が別に定める割合を乗じて得た額

(特定任期付職員業績手当)

第18条の2 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）に第3条第4項の規定により本俸月額が決定された際に期待された業績に照らして特に顕著であると認められる業績を挙げた者に対して、当該基準日の属する月の第18条第1項に規定する期末手当の支給日に支給する。

2 特定任期付職員業績手当の額は、基準日においてその者が受ける本俸月額に相当する額とする。

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 前項の勤勉手当は、理事長が別に定める日に支給する。

3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき本俸月額（総括調整役、部長、業務監査室長、考査役及び審査役の職にある職員にあつては、その額に本俸月額に100分の23を乗じて得た額を加算した額、課長、上席調査役、調査役、事務所長及び事務所次長の職にある職員にあつては、その額に本俸月額に100分の14を乗じて得た額を加算した額。以下「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準により計算した額の範囲内とする。

4 前項に定めるもののほか、第18条第4項各号に掲げる職にある職員にあつては、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき本俸月額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を前項の勤勉手当基礎額に加算する。

- 5 第18条第5項から第7項までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。
- 6 定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当については、この条に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。
- 7 海外で勤務する職員の勤勉手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額を基礎として、独立行政法人農畜産業振興機構期末手当及び勤勉手当の取扱い（平成15年10月1日付け農畜機第134号）第9条に定める割合及び理事長が別に定める成績率を乗じて得た額とする。
 - (1) 海外本俸
 - (2) 海外本俸の額に第4項に定める割合に準じて理事長が別に定める割合を乗じて得た額
(寒冷地手当)

第20条 寒冷地手当は、札幌市に在勤する職員に支給する。

- 2 前項に規定する寒冷地手当の支給については、理事長が別に定めるところによる。
(在勤基本手当)

第20条の2 在勤基本手当の額は、別表第四に定めるところに従い勤務地及び号の別によって定める。

- 2 在勤基本手当は、海外で勤務する職員が勤務地に到着した日の翌日から、帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて勤務地を出発する日の前日まで、支給する。
- 3 海外で勤務する職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。
(配偶者手当)

第20条の3 配偶者手当は、配偶者を海外の勤務地に伴う職員に支給し、その額は在勤基本手当の100分の20に相当する額とする。

- 2 配偶者手当は、在勤基本手当の支給期間中において、海外で勤務する職員の配偶者が当該職員の勤務地に到着した日の翌日（その配偶者が当該職員の勤務地において配偶者となった場合にあつては、配偶者となった日）から、当該職員の在勤基本手当の支給期間が終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合にあつてはその配偶者が帰国のためにその地を出発する前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあつては、配偶者でなくなった日又は死亡した日）まで、支給する。
- 3 本邦に帰住した職員が、やむを得ない事故のため、理事長の許可を得て引き続き配偶者を旧勤務地に残留させる場合には、180日以内の期間においてその事故の存する間、従前のおり配偶者手当を支給することができる。

- 4 海外で勤務する職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。ただし、当該職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から 180 日を超えない期間に限り、引き続き当該職員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。

(子女教育手当)

第 20 条の 4 子女教育手当は、海外で勤務する職員の子のうち次に掲げるもので主として当該職員の収入によって生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

(1) 4 歳以上 18 歳未満の子

(2) 18 歳に達した子であって就学する学校（年少子女の就学地における教育制度による大学又はこれに準ずる学校を除く。）において 18 歳に達した日から、19 歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して 1 年を経過する日までの間にあるもの

2 子女教育手当の月額、年少子女 1 人につき 8,000 円とする。

3 海外で勤務する職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として理事長が指定する地（以下この項及び第 5 項において「指定地」という。）に勤務する職員の年少子女（6 歳以上の年少子女であつて、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下この項及び次項において同じ。）が当該職員の勤務地である指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女 1 人につき、同項の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し海外で勤務する職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として 20,000 円（以下この条において「自己負担額」という。）を控除した額を加算した額とする。

(1) 海外で勤務する職員の年少子女が当該職員の勤務地である指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうちいずれか少ない額

ア 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（理事長が別に定める費目に係るものに限る。以下この項において「必要経費」という。）として理事長が当該海外で勤務する職員の勤務地である指定地において標準的であると認定する額

イ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額

- (2) 海外で勤務する職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあっては、次の額のうち最も少ない額
- ア 前号アに規定する額
 - イ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として理事長が標準的であると認定する額
 - ウ 前号イに規定する額
- 4 前項の場合において、海外で勤務する職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（理事長が指定する施設に限る。）が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として理事長が定める場合に該当しないときは、加算される額は120,000円を限度とする。
- 5 指定地に勤務する職員の年少子女（6歳未満の年少子女、又は6歳以上の年少子女であって学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該職員に支給する子女教育手当の月額額は、第2項の規定にかかわらず、当該年少子女一人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、27,000円を限度とする。
- 6 子女教育手当の支給期間は、海外で勤務する職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該職員の勤務地に到着した日の翌日（海外で勤務する職員の年少子女が当該職員の勤務地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては年少子女に該当することとなった日）から、当該職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。）にあってはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては、年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。
- 7 海外で勤務する職員の年少子女が当該職員の勤務地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると理事長が認める場合に限り、前項の規定に準じて当該職員に子女教育手当を支給する。

- 8 子女教育手当を受ける海外で勤務する職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。
- 9 前3項に定めるもののほか、第6項ただし書の期間がやむを得ない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例については別に定める。

(海外で勤務する職員の給与の日割計算)

第20条の5 海外で勤務する職員又はその配偶者若しくは年少子女が、本邦から勤務地に到着した月の海外本俸、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当は、到着の日の翌日から、その給与期間の現日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）により支給する。

- 2 海外で勤務する職員又はその配偶者若しくは年少子女が、本邦に帰国するため、勤務地を出発した月の海外本俸、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当は、出発した日の前日までの日割計算により支給する。
- 3 前2項のほか、月の途中で異動を生じたときの海外に勤務する職員の給与（子女教育手当及び期末手当を除く。）の月額は、日割計算をもって算出した額とする。

(海外に勤務する職員の長期の出張又は休暇中の給与)

第20条の6 海外本俸、在勤基本手当及び配偶者手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された職員又は配偶者で、勤務地を出発した日から勤務地に到着した日までの期間が60日を超えるものには、60日を超える期間についての海外本俸、在勤基本手当及び配偶者手当は支給しない。

- 2 前項の場合において、必要があるときは、当該職員の本俸及び扶養手当に相当する額を日割計算により支給することができる。

(欠勤者の給与)

第21条 職員が欠勤した場合には、次の各号の規定により給与を支給する場合を除き、その欠勤日数を基礎として日割によって計算した額を給与額から減じて支給する。

- (1) 年次休暇及び特別休暇の期間については、給与の全額
- (2) 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。次条において同じ。）による負傷若しくは疾病による病気休暇の場合は、全期間について給与の全額
- (3) 第2号に規定する以外の一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期

間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを病気休暇等により勤務しなかつた日に限る。次号において同じ。）につき、本俸の半額を減ずる。

（4） 第2号に規定する以外の一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、本俸の半額を減ずる。

（5） 前2号の規定の適用については、次に定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

ア 職員規程第37条第1項第1号から第3号までに規定する病気休暇（以下「生理休暇等」という。）の期間（生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、休日等その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む。）

イ 引き続き勤務しない期間（アに該当して勤務しない期間が引き続いているものとされる期間を除く。）が8日以上（当該期間における週休日、職員規程第27条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日及び休日等以外の日の日数が4日以上である期間に限る。）にわたる職員（この号の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる職員を含む。）が、引き続き勤務しない期間の末日の翌日から職員規程第37条第2項に規定する実勤務日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間

2 前項第3号及び第4号の欠勤の期間には、休日を通算するものとする。

（給与の減額）

第22条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第15条第6項又は第17条第3項第2号に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（退職者の給与）

第23条 職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により退職を命ぜられた場合には、その退職の期間中給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患により退職を命ぜられた場合には、その退職の期間が満

2年に達するまでは基本給、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間が満1年に達するまでは基本給、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、基本給及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が前各項に規定する理由以外の理由により休職を命ぜられた場合には、基本給及び諸手当の全部又は一部を支給することができる。

(育児休業者等の給与等)

第24条 独立行政法人農畜産業振興機構育児・介護休業等実施規程（平成31年3月7日付け30農畜機第6977号。以下「育児・介護休業規程」という。）により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児・介護休業規程第3条の規定に基づき育児休業をしている期間又は育児・介護休業規程第7条の2の規定に基づき出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 育児・介護休業規程第34条の規定に基づき育児部分休業を申し出ることにより勤務しない場合には、第22条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第15条第6項又は第17条第3項第2号に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、第10条第1項第1号から第5号までに該当する職員にあつては、勤務1時間当たりの給与額を算出するに当たり、業務調整手当は算入しないものとする。
- 2 育児休業又は出生時育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本俸月額を調整することができる。
- 3 第18条第1項及び第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業又は出生時育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、第1項第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
- 4 前3項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(配偶者同行休業者の給与等)

第24条の2 独立行政法人農畜産業振興機構配偶者同行休業実施規程（平成26年3月26日付け25農畜機第5399号-1。以下「配偶者同行休業規程」という。）により配偶者同行休業をする職員の給与については、配偶者同行休業規程第7条第2項の規定に基づき配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本俸月額を調整することができる。

3 前2項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

（介護休暇者等の給与）

第25条 育児・介護休業規程により介護休業等をする職員の給与については、次の各号の定めるところによる。

（1）育児・介護休業規程第12条の規定に基づき介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

（2）育児・介護休業規程第35条の規定に基づき介護部分休業を申し出ることにより勤務しない場合には、第22条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第15条第6項又は第17条第3項第2号に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。ただし、第10条第1項第1号から第5号までに該当する職員にあっては、勤務1時間当たりの給与額を算出するに当たり、業務調整手当は算入しないものとする。

2 介護休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合には、当該介護休暇の期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、本俸月額を調整することができる。

3 前2項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

（停職者の給与）

第26条 職員が停職処分を受けたときは、その停職の期間中、基本給の3分の1を支給するほか、他のいかなる給与も支給しない。

（給与の非常時支給）

第27条 職員が出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与の支払を請求した場合には、請求の日までの分を日割計算により支払うことができる。

（給与額の端数処理）

第28条 給与の各項目ごとに生じた円未満の端数は、これを切り捨てる。

- 2 本邦通貨をもって定められた給与を海外で勤務する職員に送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数は切り捨てる。
- 3 外国通貨をもって定められた海外で勤務する職員の給与の支給額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数は切り捨てる。
(実施細則)

第29条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 機構設立の際、農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金（以下「旧法人」という。）の職員であつて、引き続き機構の職員となった者（以下「継続職員」という。）における在職期間の算定については、旧法人の職員であつた期間を同機構の在職期間とみなす。
- 3 平成11年4月1日（以下「基準日」という。）前から引き続き在職する職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員については、第5条第5項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、理事長が別に定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに職員となった者のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の理事長が別に定める職員との権衡上必要があると認められる職員として理事長が別に定める職員についても、同様とする。
- 4 この附則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。
(平成25年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)
- 5 本則の規定に基づき平成25年6月及び12月に支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (2) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (3) 休職者の給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 本則第 2 3 条第 1 項 前各号に定める額
 - イ 本則第 2 3 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
 - ウ 本則第 2 3 条第 5 項 前各号に定める額に、同条第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 6 「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」(平成 22 年 12 月 1 日付 22 農畜機第 3527 号)附則第 2 項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、前項第 1 号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」(平成 22 年 12 月 1 日付 22 農畜機第 3527 号)附則第 2 項第 3 号に定める額に相当する額を減じた額」と、前項第 2 号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」(平成 22 年 12 月 1 日付 22 農畜機第 3527 号)附則第 2 項第 4 号に定める額に相当する額を減じた額」と、前項第 3 号ア及びウ中「前各号」とあるのは「附則第 3 項の規定により読み替えられた前各号」と、同号イ中「第 1 号」とあるのは「附則第 3 項の規定により読み替えられた第 1 号」とする。
- 7 第 5 項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成 25 年 6 月 14 日付 25 農畜機第 1244 号)

(施行期日)

この規程は、平成 25 年 6 月 14 日から施行し、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 25 年 11 月 29 日付 25 農畜機第 3656 号)

(施行期日)

この規程は、平成 25 年 11 月 29 日から施行し、平成 25 年 12 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 15 年 11 月 28 日付 15 農畜機第 1021 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。
(平成 15 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成 15 年 12 月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第 18 条第 3 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額

(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

なお、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)設立の際、農畜産業振興事業団又は野菜供給安定基金(以下「旧法人」という。)の職員であつて、引き続き機構の職員となつた者の職員給与規程第18条第3項の在職期間の算定については、旧法人の職員であつた期間を機構の在職期間とみなす。

(1) 旧法人から引き続き職員となつた者にあつては、平成15年4月1日(同月2日から同年9月30日までの間に新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日)において職員が農畜産業振興事業団職員給与規程又は野菜供給安定基金職員給与規程(以下「旧法人の職員給与規程」という。)及び職員給与規程の規定において各々受けるべき本俸、職務手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当(「理事長が別に定める額を加算した額」を除く)及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から同年9月までの月数及び同年10月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

また、同年10月1日から施行日の前日までの間に新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日に職員が職員給与規程において受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当(「理事長が別に定める額を加算した額」を除く)及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に同年10月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に旧法人の職員給与規程の規定により支給した期末手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則(平成16年3月31日付15農畜機第3053号)

(施行期日等)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年10月29日付16農畜機第3247号)

(施行期日)

この規程は、平成16年10月29日から施行する。

附 則(平成17年9月27日付17農畜機第2682号)

(施行期日)

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 22 日付 17 農畜機第 3395 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成 17 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第 18 条第 3 項から第 8 項まで及び第 23 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成 17 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに職員となった者にあつては、その新たに職員となった日）において職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当（職員給与規程第 14 条第 2 項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成 17 年 6 月に支給された期末手当及び勤務手当の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額

（その他）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日付 17 農畜機第 4760 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（東京都特別区以外にある事業所に勤務する職員の取扱い）

- 2 施行日の前日において、改正前の独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程第 11 条第 2 項括弧書に規定する事業所以外の事業所に在勤する職員で理事長が別に定める職員の施行日以後における本俸月額は、第 3 条の規定にかかわらず、理事長が別に定める。

附 則(平成 19 年 3 月 22 日付 18 農畜機第 4473 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(号俸の切替え)
- 2 平成 19 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。)の前日において独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程 (以下「職員給与規程」という。)第 3 条別表本俸月額表の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸 (以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて、理事長が別に定めるところによる。
(職務手当の支給に係る経過措置)
- 3 改正後の職員給与規程第 10 条第 1 項に基づく職務手当の額が経過措置基準額 (前項の規定に基づき決定された号俸を基に理事長が別に算定した額をいう。以下同じ。)に達しないこととなる職員 (総括調整役を除く。)には、当該職務手当のほか、当該職務手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を職務手当として支給する。
 - (1) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
 - (2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
 - (3) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
 - (4) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25
- 4 改正後の職員給与規程第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる職にある職員が、同項第 5 号に掲げる職を占めることとなった場合の前項に規定する経過措置基準額は、当該職を占める他の職員との均衡を考慮して理事長が別に定めた額とする。

(職務手当の支給に係る経過措置の適用除外)

- 5 改正後の職員給与規程第 10 条第 1 項に掲げる職にある職員 (前項の規定が適用される職員を除く。)が、人事異動に伴い、同項に基づき異動前に支給されていた職務手当の月額より異動後に支給される職務手当の月額が低い職を占めることとなった場合においては、第 3 項の規定は適用しない。

附 則(平成 19 年 12 月 1 日付 19 農畜機第 3513 号)

(施行期日)

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 26 日付 19 農畜機第 3742 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定並びに第 18 条第 4 項の改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 23 年 10 月 1 日までの間における昇給の号俸数の特例)

- 2 3 等級から 5 等級までの職員及び専門役の職にある職員についての平成 23 年 10 月 1 日までの間における第 5 条第 2 項の適用については、「4 号俸」とあるのは「3 号俸」とする。

(職務手当の支給に係る経過措置の適用除外)

- 3 改正後の独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程第 10 条第 1 項に規定する職にある職員が、人事異動に伴い参与又は専門役となった場合においては、独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成 19 年 3 月 22 日付 18 農畜機第 4473 号)附則第 3 項の規定は適用しない。

附 則(平成 19 年 12 月 27 日付 19 農畜機第 3743 号)

(施行期日)

この規程は、平成 19 年 12 月 31 日から施行し、第 24 条第 2 項の改正規定は、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日付 19 農畜機第 4980 号)

(施行期日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日付 19 農畜機第 4988 号)

(施行期日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日付 20 農畜機第 4832 号)

(施行期日)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 30 日付 21 農畜機第 3686 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第 18 条第 3 項から第 8 項まで及び第 23 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)

に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、その新たに職員となった日）において職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、住居手当及び単身赴任手当（職員給与規程第14条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額
（その他）
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(平成22年3月30日付21農畜機第4986号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月1日付22農畜機第3527号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(2等級以上かつ55歳以上の者の減額措置)
- 2 当分の間、職員のうち、その職務の等級が2等級以上の者に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、平成22年4月1日現在において55歳に達している者及び当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号の定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 本俸 当該職員の本俸(独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程(以下「職員給与規程という。’)第21条第1項第4号の適用を受ける者である場合にあつては、規定の適用により、減ぜられた本俸。以下同じ)に100分の1.5を乗じて得た額(以下この項において「本俸減額基礎額」という。)
 - (2) 職務手当 当該職員の仕事手当の額に100分の1.5を乗じて得た額(職務手当の支給に係る経過措置対象職員にあつては、職員給与規程平

成 19 年 4 月 1 日施行附則 3 により理事長が別に算定した経過措置基準額から当該職務手当の額を減じて得た額に同附則 3 の（4）に掲げた割合を乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額を加算する。）

- (3) 期末手当 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）現在において当該職員が受けるべき本俸、本俸に職員給与規程第 18 条第 4 項に定める割合を乗じて得た額、本俸に同条第 3 項に定める割合を乗じて得た額の合計額に同項で定める理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額
- (4) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該職員が受けるべき本俸、本俸に職員給与規程第 19 条第 4 項に定める割合を乗じて得た額、本俸に同条第 3 項に定める割合を乗じて得た額の合計額に同項で定める国家公務員の例に準じて理事長が別に定める基準により決定した成績率等乗じて得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額
- (5) 職員給与規程第 23 条各項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第 23 条第 1 項 前各号に定める額
 - ロ 第 23 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号から第 3 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
 - ハ 第 23 条第 4 項 第 1 号に定める額に 100 分の 60 以内を乗じて得た額
 - ニ 第 23 条第 5 項 前各号に定める額又は一定割合を乗じて得た額
- 3 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての職員給与規程第 22 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、同第 15 条第 6 項の規定にかかわらず、同条同項の規定により算出した給与額から、本俸月額に 12 を乗じ、その額を 1 年間における勤務時間数で除して得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- （平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 4 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第 18 条第 3 項から第 8 項まで及び第 23 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- (1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに職員となった者にあつては、その新たに職員となった日）において職員が受けるべき本俸、扶養手当、職務手当、住居手当及び単身赴任手当（職員給

与規程第14条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額
の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属す
る月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間におい
て在職しなかった期間、本俸を支給されなかった期間その他の理事長が定
める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長
が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の
0.28を乗じて得た額

(その他)

5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が
別に定める。

附 則(平成23年3月29日付23農畜機第5179号)

(施行期日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月1日付23農畜機第1913号)

(施行期日)

この規程は、平成23年9月1日(以下「施行日」という。)から施行す
る。ただし、施行日前から事務所長の職にある職員に対する、改正後の独立
行政法人農畜産業振興機構職員給与規程第10条第1項、第18条第3項及
び第19条第3項の規定の適用については、平成25年3月31日(同日前に
当該職員の事務所長としての在職期間が終了した場合には当該在職期間が終
了した日)までは、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月30日付23農畜機第5196号)

(施行期日)

この規程は、平成24年3月30日から施行する。

附 則(平成24年3月30日付23農畜機第5365号)

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月1日付24農畜機第1092号)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年6月1日から施行し、平成24年4月1日から適用
する。

(独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の特例)

2 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」と
いう。)においては、独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程(以下「職
員給与規程」という。)第3条に定める別表第一の本俸月額表及び別表第二

の業務専門職本俸月額表の適用を受ける職員並びに総括調整役に対する本俸月額を支給に当たっては、本俸月額から、本俸月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

別表第一の本俸月額表の適用を受ける職員

職務の等級	割合
1 等級	100 分の 9.77
2 等級から 4 等級まで	100 分の 7.77
5 等級	100 分の 4.77

別表第二の本俸月額表の適用を受ける職員

	割合
本俸月額	100 分の 7.77

総括調整役

	割合
本俸月額	100 分の 9.77

3 特例期間においては、職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の額は当該各号に定める額とする。

(1) 職務手当 当該職員の職務手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額(職員給与規程第 10 条第 1 項第 4 号に定める者を除く。)に相当する額を減ずる。

(2) 休職者の給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 職員給与規程第 23 条第 1 項 前項及び前号に定める額

イ 職員給与規程第 23 条第 2 項又は第 3 項 前項に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ウ 職員給与規程第 23 条第 4 項 前項に定める額に、同条第 4 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 職員給与規程第 23 条第 5 項 前項に定める額に、同条第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

4 特例期間においては、職員給与規程第 15 条、第 22 条、第 24 条及び第 25 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、職員給与規程第 15 条第 6 項の規定にかかわらず同条同項の規定により算出した給与額から、本俸月額

に12を乗じ、その額を1年間における勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 5 特例期間においては、「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」(平成22年12月1日付22農畜機第3527号)附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号及び前項の規定の適用については第2項中「本俸月額に、」とあるのは「本俸月額から「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」(平成22年12月1日付22農畜第3527号)附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に、」と、第3項第2号中「前項」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」(平成22年12月1日付22農畜機第3527号)附則第3項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- 6 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成24年6月に支給する給与に関する特例措置)

- 7 平成24年6月に支給する給与の額は、この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第3条、第10条、第15条及び第23条の規定にかかわらず、改正後の規程により算定される給与の額から次に掲げる額に相当する額を減じた額とする。
- (1) 平成24年4月及び5月分として支給した改正前の職員給与規程第3条に基づく本俸月額から当該職員の改正後の規程の第3条に基づく本俸月額の2カ月分の額を控除した額と、当該職員の第2項の規定により算出した額の2カ月分の合計額
- (2) 平成24年4月及び5月分として支給した改正前の職員給与規程第10条第1項第1号から第3号に基づく職務手当の額から当該職員の第3項第1項の職務手当の額の2カ月分の額を控除した額
- (3) 平成24年5月に支給した改正前の職員給与規程第15条に基づく超過勤務手当の額から第4項の規定による勤務1時間当たりの給与額を基礎として算出した平成24年5月分の超過勤務手当に相当する額を控除した額
- (4) 平成24年4月及び5月分として支給した改正前の職員給与規程第23条に基づく休職者の給与の額から当該職員の第3項第2項の規定による休職者の給与の額を控除した額

附 則 (平成24年6月15日付24農畜機第1302号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 6 月 15 日から施行し、平成 24 年 6 月 1 日から適用する。
(平成 24 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)
- 2 独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)に基づき平成 24 年 6 月に支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - (2) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - (3) 休職者の給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 職員給与規程第 2 3 条第 1 項 前各号に定める額
 - イ 職員給与規程第 2 3 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
 - ウ 職員給与規程第 2 3 条第 5 項 前各号に定める額に、同条第 5 項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」(平成 22 年 12 月 1 日付 22 農畜機第 3527 号)附則第 2 項の規定の適用を受ける職員に対する前項の規定の適用については、前項第 1 号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」(平成 22 年 12 月 1 日付 22 農畜機第 3527 号)附則第 2 項第 3 号に定める額に相当する額を減じた額」と、前項第 2 号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」(平成 22 年 12 月 1 日付 22 農畜機第 3527 号)附則第 2 項第 4 号に定める額に相当する額を減じた額」と、前項第 3 号ア及びウ中「前各号」とあるのは「附則第 3 項の規定により読み替えられた前各号」と、同号イ中「第 1 号」とあるのは「附則第 3 項の規定により読み替えられた第 1 号」とする。
- 4 第 2 項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
附 則 (平成 24 年 11 年 30 日付 24 農畜機第 3660 号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 11 月 30 日から施行し、平成 24 年 12 月 1 日から適用する。

(平成 24 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成 24 年 6 月 1 日に機構の職員として在職し、独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成 24 年 6 月 1 日付 24 農畜機第 1092 号)により本俸月額表の改定の対象となった職員(適用される本俸月額表並びにその職務の等級及び号俸がそれぞれ次の表の本俸月額表欄、職務の等級欄及び号俸欄に掲げられる職員以外の職員をいう。)及び総括調整役に対する平成 24 年 12 月に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第 18 条第 3 項から第 8 項まで及び第 19 条第 3 項から第 5 項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「期末手当の基準額」という。)及び勤勉手当の額(以下「勤勉手当の基準額」という。)から、それぞれ次の各号に定める額に相当する額を減じた額とする。

本俸月額表	職務の等級	号俸
別表第一 本俸月額表	2 等級	1 号俸から 16 号俸まで
	3 等級	1 号俸から 61 号俸まで
	4 等級	
	5 等級	
別表第二 本俸月額表		1 号俸から 14 号俸まで

(1) 期末手当

ア 独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成 24 年 6 月 15 日付 24 農畜機第 1302 号。以下「平成 24 年 6 月 15 日改正規程」という。)附則第 2 項第 1 号に規定する「当該職員が受けるべき期末手当の額」に、100 分の 2.8 を乗じて得た額

イ 期末手当の基準額からアの額に相当する額を減じた額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

(2) 勤勉手当

ア 平成 24 年 6 月 15 日改正規程附則第 2 項第 2 号に規定する「当該職員が受けるべき勤勉手当の額」に、100 分の 2.8 を乗じて得た額

イ 勤勉手当の基準額からアの額に相当する額を減じた額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

- 3 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員に対する平成 24 年 12 月に支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる

給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 期末手当 期末手当の基準額に100分の9.77を乗じて得た額

(2) 勤勉手当 勤勉手当の基準額に100分の9.77を乗じて得た額

4 職員給与規程第23条第1項から第3項まで及び第5項の規定により支給される給与のうち、平成24年12月に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 職員給与規程第23条第1項 第2項又は前項に定める額

(2) 職員給与規程第23条第2項又は第3項 第2項又は前項に定める期末手当の額に100分の80を乗じて得た額

(3) 職員給与規程第23条第5項 第2項又は前項に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

5 「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」(平成22年12月1日付22農畜機第3527号。以下「平成22年12月1日改正規程」という。)附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2項から前項までの規定の適用については、第2項第1号ア中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年12月1日改正規程附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、第2項第1号イ及び第3項第1号中「期末手当の基準額」とあるのは「期末手当の基準額から平成22年12月1日改正規程附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、第2項第2号ア中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年12月1日改正規程附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、第2項第2号イ及び第3項第2号中「勤勉手当の基準額」とあるのは「勤勉手当の基準額から平成22年12月1日改正規程附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、第4項中「第2項又は前項」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた第2項又は前項」とする。

6 第2項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成25年3月21日付24農畜機第5181号)

(施行期日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日付25農畜機第5400号)

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 1 日付 26 農畜機第 3770 号）
（施行期日）

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日付 26 農畜機第 5909 号）
（施行期日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 5 日付 27 農畜機第 1212 号）
（施行期日）

この規程は、平成 27 年 6 月 5 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 28 日付 27 農畜機第 2902 号）
（施行期日）

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 22 日付 27 農畜機第 5055 号）
（施行期日）

この規程は、平成 28 年 2 月 22 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 14 条第 2 項の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 4 月 11 日付 28 農畜機第 139 号）
（施行期日）

この規程は、平成 28 年 4 月 11 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 17 日付 28 農畜機第 3542 号）
（施行期日）

この規程は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 13 日付 28 農畜機第 4579 号）
（施行期日）

この規程は、平成 28 年 12 月 13 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日付 28 農畜機第 6637 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
（平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）
- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 8 条第 1 項ただし書き及び第 9 条の第 3 項第 3 号から第 6 号までの規程は適用せず、第 8 条第 3 項及び第 9 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき 6,500 円（1 等級の職員（総括調整役を除

く。)にあっては3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち一人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については一人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については9,000円)」と、第9条第1項中「扶養親族(総括調整役にあっては、扶養親族たる子に限る。以下この条において同じ。)」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、同条第2項中「なった日、総括調整役から総括調整役以外の職員となった者に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出がないときはその職員が総括調整役以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出がない場合」とあるのは「前項の規定による届出がない場合」と、「死亡した日、総括調整役以外の職員から総括調整役となった者に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出がある場合においてその職員に扶養親族たる子の同項の規定による届出がないときはその職員が総括調整役となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」

と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出がある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出のないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出がある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出のないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第8条第1項ただし書及び第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(1等級の職員（総括調整役を除く。）にあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第9条第1項中「扶養親族（総括調整役にあつては、扶養親族たる子に限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「扶養親族」と、同条第2項中「なった日、総括調整役から総括調整役以外の職員となった者に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出がないときはその職員が総括調整役以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出がない場合」とあるのは「前項の規定による届出がない場合」と、「死亡した日、総括調整役以外の職員から総括調整役となった者に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出がある場合においてその職員に扶養親族たる子の同項の規定による届出がないときはその職員が総括調整役となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」とする。
- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第8条第1項ただし書並びに第9条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「1等級

の職員（総括調整役を除く。）とあるのは「1等級の職員（総括調整役を含む。）」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第9条第1項中

「扶養親族（総括調整役にあつては、扶養親族たる子に限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「扶養親族」と、同条第2項中「なった日、総括調整役から総括調整役以外の職員となった者に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出がないときはその職員が総括調整役以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出がない場合」とあるのは「前項の規定による届出がない場合」と、「死亡した日、総括調整役以外の職員から総括調整役となった者に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出がある場合においてその職員に扶養親族たる子の同項の規定による届出がないときはその職員が総括調整役となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第4号中「1等級の職員（総括調整役を除く。）が1等級（総括調整役を含む。）以外の職員」とあるのは「1等級の職員（総括調整役を含む。）がそれ以外の職員」と、同項第6号中「が1等級の職員（総括調整役を除く。）」とあるのは「が1等級の職員（総括調整役を含む。）」とする。

附 則（平成30年1月18日付29農畜機第5400号）

（施行期日）

この規程は、平成30年1月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年6月11日付30農畜機第1509号）

（施行期日）

この規程は、平成30年6月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年7月20日付30農畜機第2417号）

（施行期日）

この規程は、平成30年7月20日から施行し、平成30年8月1日から適用する。

附 則（平成31年1月17日付30農畜機第5722号）

（施行期日）

この規程の改正は、平成30年1月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第15条第6項、第17条第2項並びに同第3項第2号、第22条、第24条第1項第2号及び第25条第1項の改正規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 7 日付 30 農畜機第 6976 号）

（施行期日）

この規程の改正は、平成 31 年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 24 日 31 農畜機第 611 号）

（施行期日）

この規程の改正は、平成 31 年 4 月 24 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 1 月 22 日 元農畜機第 6178 号）

（施行期日）

- 1 この規程の改正は、令和 2 年 1 月 22 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における特定任期付職員本俸月額表における特例措置）

- 2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における特定任期付職員の俸給月額は、この規程による改正前の別表第三に定める額にかかわらず次の表のとおりとし、平成 30 年 4 月 1 日に遡って適用する。

号俸	本俸月額
1	528,000
2	596,000
3	674,000

附 則（令和 2 年 3 月 27 日付元農畜機第 7912 号）

（施行期日）

この規程の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 15 日付元農畜機第 3217 号）

（施行期日）

この規程の改正は、令和 2 年 9 月 15 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日付 2 農畜機第 7419 号）

（施行期日）

- 1 この規程の改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日の前日において上席調査役又は調査役の職にあった職員であって、施行日以後引き続き同一の職で同一の業務に従事するものに対する、改正後の独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程第 10 条第 1 項の規定の適用については、当該職として従事する業務の内容に変更があるまでは、なお従前の例による。

（2 等級以上かつ 55 歳以上の者の減額措置の停止）

2 「独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部改正について」(平成22年12月1日付22農畜機第3527号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和3年3月31日までの間は」に改める。

附 則 (令和3年4月9日付3農畜機第156号)

(施行期日)

この規程の改正は、令和3年4月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年2月4日付3農畜機第5704号)

(施行期日)

この規程の改正は、令和4年2月4日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

附 則 (令和4年4月11日付4農畜機第129号)

(施行期日)

この規程の改正は、令和4年4月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年9月27日付4農畜機第3657号)

(施行期日)

この規程の改正は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月13日付4農畜機第4985号)

(施行期日)

この規程の改正は、令和4年12月13日から施行し、令和4年8月1日から適用する。

附 則 (令和5年1月18日付4農畜機第5621号)

(施行期日)

1 この規程の改正は、令和5年1月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、別表第四の改正規定は、令和5年1月1日から適用する。

(令和4年4月1日から同年7月31日までの間における在勤基本手当の特例措置)

2 令和4年4月1日から同年7月31日までの間における在勤基本手当の額は、この規程による別表第四に定める額にかかわらず次の表のとおりとし、令和4年4月1日に遡って適用する。

附則別表

在勤基本手当

号別	区分 号別の基準	在勤地	
		ニューヨーク	シカゴ
		在勤基本手当 (月額)	在勤基本手当 (月額)
1	本俸 2 等級41号 俸以上の者	円 579,900	円 540,100
2	本俸 2 等級25号 俸以上の者	567,800	528,800
3	本俸 2 等級17号 俸以上の者	555,700	517,500
4	本俸 2 等級 9 号 俸以上の者	543,700	506,300
5	本俸 3 等級17号 俸以上の者	483,300	450,100
6	本俸 3 等級 5 号 俸以上の者	422,900	393,800
7	本俸 4 等級13号 俸以上の者	362,500	337,600

附 則 (令和 5 年 3 月 30 日付 4 農畜機第 7343 号)

(施行期日等)

- 1 この規程の改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 当分の間、職員（独立行政法人農畜産業振興機構職員規程（平成 15 年 10 月 1 日付 15 農畜機第 8 号－1。以下「職員規程」という。）第 4 条又は第 4 条の 5 の規定により採用された者に限る。以下同じ。）の本俸月額
は、当該職員が年齢満 60 歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日（第 3 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本俸月額
に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたとき

はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- 3 参事及び副参事への異動の取扱い(平成19年12月26日付19農畜機第3742号-4)第2条の3の規定により副参事となった職員であつて、当該副参事となった日(以下この項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に第2項の規定により当該職員の受ける本俸月額(以下この項において「特定日本俸月額」という。)が異動日の前日に当該職員に適用されていた本俸月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本俸月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、第2項の規定により当該職員の受ける本俸月額のほか、基礎本俸月額と特定日本俸月額との差額に相当する額(以下「調整額」という。)を支給する。
- 4 前項の規定による調整額を支給される職員に対する改正後の独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第7条第3項及び第4項、第18条第3項及び第4項並びに第19条第3項及び第4項の規定の適用については、これらの規定中「本俸月額」とあるのは、「本俸月額と独立行政法人農畜産業振興機構職員給与規程の一部を改正する規程(令和5年3月30日付4農畜機第7343号)附則第3項の規定による調整額との合計額」とする。
- 5 独立行政法人農畜産業振興機構職員規程の一部を改正する規程(令和5年3月30日付4農畜機第7337号。以下「令和5年職員規程改正規程」という。)附則第8項に規定する暫定再雇用職員(令和5年職員規程改正規程附則第9項に規定する暫定再雇用短時間勤務職員(以下「暫定再雇用短時間勤務職員」という。))を除く。)の本俸月額は、本俸月額表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準本俸月額のうち、その者の属する職務の等級に応じた本俸月額とする。
- 6 暫定再雇用短時間勤務職員の本俸月額は、本俸月額表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる基準本俸月額のうち、その者の属する職務の等級に応じた額に、令和5年職員規程改正規程附則第9項の規定により定められたその者の勤務時間を職員規程第23条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(本俸月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 7 暫定再雇用短時間勤務職員については、改正後の職員給与規程第2条第4項に規定する定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給

与規程第2条第4項、第3条第5項、第13条第2項、第15条第2項、第18条第9項及び第19条第6項の規定を適用する。

附 則（令和5年4月10日付5農畜機第250号）

（施行期日）

この規程の改正は、令和5年4月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年6月5日付5農畜機第1664号）

（施行期日）

この規程の改正は、令和5年6月5日から施行する。

附 則（令和5年6月27日付5農畜機第2219号）

（施行期日）

この規程は、令和5年6月27日から施行し、令和5年6月1日から適用する。

附 則（令和6年1月23日付5農畜機第6747号）

（施行期日）

- 1 この規程の改正は、令和6年1月23日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - （1）改正後の別表第四のうち次号及び第3号に掲げる規定以外の規定
令和5年4月1日
 - （2）改正後の別表第四のうち在勤地がロンドンの場合に係る同表の在勤基本手当の規定
令和5年11月1日
 - （3）改正後の別表第四のうち在勤地がシンガポールの場合に係る同表の在勤基本手当の規定
令和6年1月1日（ロンドンにおける在勤基本手当の特例措置）
- 3 ロンドンの場合に係る令和5年4月1日から同年10月31日までの間における在勤基本手当の額は、別表第四にかかわらず次の表のとおりとし、令和5年4月1日に遡って適用する。

号別	号別の基準	在勤基本手当 （月額）
1	本俸2等級41号俸以上の者	円 610,000
2	本俸2等級25号俸以上の者	597,300

3	本俸 2 等級17号俸以上の者	584,600
4	本俸 2 等級 9号俸以上の者	571,900
5	本俸 3 等級17号俸以上の者	508,300
6	本俸 3 等級 5号俸以上の者	444,800
7	本俸 4 等級13号俸以上の者	381,200

(シンガポールにおける在勤基本手当の特例措置)

- 4 シンガポールの場合に係る令和5年4月1日から同年12月31日までの間における在勤基本手当の額は、別表第四にかかわらず次の表のとおりとし、令和5年4月1日に遡って適用する。

号別	号別の基準	在勤基本手当 (月額)
1	本俸 2 等級41号俸以上の者	円 612,300
2	本俸 2 等級25号俸以上の者	599,500
3	本俸 2 等級17号俸以上の者	586,700
4	本俸 2 等級 9号俸以上の者	574,000
5	本俸 3 等級17号俸以上の者	510,200
6	本俸 3 等級 5号俸以上の者	446,400

7	本俸4等級13号俸以上の者	382,700
---	---------------	---------

附 則（令和6年3月28日付5農畜機第8562号）

（施行期日）

この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表第一（第3条第1項関係）

本俸月額表

職員 の 区分	職務 の 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
	号俸	本俸月額 (円)	本俸月額 (円)	本俸月額 (円)	本俸月額 (円)	本俸月額 (円)
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員	1	452,000	370,800	316,600	264,600	172,400
	2	455,300	373,700	319,000	267,300	173,700
	3	458,500	376,600	321,600	270,000	175,000
	4	461,600	379,500	324,000	272,800	176,300
	5	464,700	382,400	326,100	275,500	177,700
	6	468,000	385,200	328,600	278,200	179,000
	7	471,100	388,100	331,200	281,000	180,300
	8	474,300	390,900	333,800	283,800	181,600
	9	477,500	393,400	336,500	286,400	183,000
	10	480,700	396,100	339,400	289,000	184,300
	11	483,800	398,900	342,200	291,400	185,600
	12	486,800	401,100	344,800	293,400	186,900
	13	490,000	403,700	347,300	295,100	188,300
	14	493,100	406,400	350,000	297,500	189,700
	15	496,200	409,100	352,800	299,900	191,100
	16	499,200	412,000	355,500	302,100	192,500
	17	502,600	414,400	357,900	304,300	193,900
	18	505,300	417,300	360,500	306,700	195,700
	19	508,400	420,100	363,200	308,700	197,500
	20	510,700	423,100	365,400	311,000	199,300
	21	513,500	426,000	367,100	313,100	201,000
	22	515,900	428,800	369,100	315,500	202,800
	23	518,400	431,600	371,600	318,100	204,500
	24	520,600	434,600	374,400	320,700	206,300
	25	523,200	437,400	377,200	323,100	208,000
	26	525,600	440,200	380,000	325,500	209,900
	27	528,100	443,100	382,700	327,800	211,700

28	530,600	445,700	385,500	329,600	213,600
29	533,000	448,100	388,100	331,400	215,300
30	535,500	450,800	390,600	333,700	217,000
31	537,900	453,700	392,800	335,900	218,800
32	540,400	456,600	395,500	337,900	220,400
33	542,700	458,700	398,200	339,700	222,200
34	545,100	461,400	400,200	341,900	225,500
35	547,400	463,900	402,500	344,000	228,800
36	549,800	466,700	404,900	345,900	232,000
37	552,200	469,200	407,300	347,900	235,400
38	554,500	471,800	409,800	349,800	238,300
39	557,100	474,500	411,800	351,500	241,100
40	559,500	477,100	414,200	352,900	243,800
41	561,700	479,600	416,700	354,100	246,000
42	563,900	482,100	418,800	355,500	247,900
43	566,100	484,500	421,000	357,500	249,900
44	568,400	487,000	423,400	359,600	251,900
45	570,700	489,400	425,900	361,400	253,700
46	572,700	491,700	428,400	363,000	256,600
47	574,800	494,000	430,900	364,600	259,800
48	576,900	496,400	433,100	366,400	262,800
49	578,900	498,600	435,500	368,400	265,400
50	581,000	500,700	437,700	370,200	267,400
51	582,800	503,100	440,000	371,400	269,400
52	584,700	505,200	442,300	373,300	271,500
53	586,500	507,500	444,600	375,100	273,300
54	588,200	509,600	446,700	376,800	275,200
55	589,600	511,700	448,900	378,200	276,900
56	591,200	513,400	451,200	379,900	278,600
57	592,800	515,500	453,500	381,200	280,500
58	594,300	517,800	455,700	382,500	282,100
59	596,000	519,900	457,900	384,000	283,600
60	597,500	522,100	459,900	385,700	284,900
61	599,000	524,100	461,900	387,000	286,300
62	600,700	526,200	462,100	388,600	287,800

63	602,100	528,100	463,800	389,900	289,400
64	603,600	530,300	465,800	391,500	290,700
65	605,100	532,400	467,600	392,700	291,700
66	606,500	534,500	469,700	394,200	293,000
67	607,900	536,100	471,600	395,700	294,300
68	609,600	538,200	473,700	397,200	295,700
69	611,100	539,900	475,400	398,600	297,000
70	612,800	541,500	477,400	400,000	298,200
71	614,100	543,200	479,400	401,300	299,200
72	615,800	544,700	480,900	402,600	300,400
73	617,300	546,100	482,800	404,000	301,400
74	617,500	547,500	484,500	405,000	301,900
75	617,800	549,100	486,200	405,600	302,800
76	617,900	550,600	488,000	406,700	303,800
77	618,300	552,100	489,600	407,900	304,500
78	618,500	553,700	491,300	408,900	304,900
79	618,600	555,100	493,000	409,700	305,900
80	618,800	556,700	494,600	410,700	306,600
81	618,900	558,300	496,300	411,600	307,200
82	619,100	559,800	497,900	412,400	308,000
83	619,200	561,200	499,500	413,100	309,100
84	619,300	562,800	501,000	413,900	309,700
85	619,500	564,400	502,300	414,500	310,500
86		565,900	503,900	415,200	311,100
87		567,200	505,400	415,800	312,000
88		568,800	507,000	416,600	312,700
89		570,400	508,300	417,100	313,500
90		572,000	509,600	417,800	314,300
91		573,400	511,100	418,500	315,100
92		575,000	512,600	419,100	315,900
93		576,500	514,000	419,900	316,600
94		578,100	515,400	420,600	317,500
95		579,500	516,800	421,300	318,100
96		581,100	518,300	421,900	318,800
97		582,400	519,800	422,500	319,400

98		583,800	521,300	423,200	320,100
99		585,200	522,800	423,800	320,700
100		586,700	524,200	424,300	321,400
101		588,100	525,600	424,900	322,000
102		589,500	527,000		322,800
103		591,100	528,400		323,500
104		592,500	529,700		324,000
105		593,800	531,000		324,500
106		595,300	532,300		325,000
107		596,900	533,600		325,600
108		598,400	535,000		326,300
109		599,700	536,500		327,100
110		601,300	537,900		
111		602,800	539,100		
112		604,300	540,300		
113		605,600	541,700		
114			543,100		
115			544,500		
116			545,900		
117			547,200		
118			548,400		
119			549,700		
120			551,100		
121			552,400		
122			553,600		
123			555,000		
124			556,300		
125			557,400		
126			558,700		
127			560,000		
128			561,400		
129			562,500		
130			563,600		
131			564,700		
132			565,900		

	133			567,100		
定年前再雇用短時間勤務職員	基準本俸月額 (円)	基準本俸月額 (円)	基準本俸月額 (円)	基準本俸月額 (円)	基準本俸月額 (円)	基準本俸月額 (円)
	421,000	357,300	321,600	281,800	214,500	

備考： それぞれの等級における最高号俸の上に更に号俸を加える必要があるときは、1号俸昇給につき、100円の本俸月額を増とする。

別表第二（第3条第2項関係）

業務専門職本俸月額表

号俸	本俸月額（円）
1	313,000
2	315,300
3	317,500
4	319,800
5	322,100
6	324,400
7	326,700
8	329,000
9	331,300
10	333,600
11	335,900
12	338,200
13	339,100
14	342,700
15	344,700
16	347,000
17	349,300
18	351,600
19	353,700
20	356,000
21	358,300
22	360,600
23	362,900
24	365,200
25	367,400
26	369,700
27	372,000
28	374,300
29	376,700
30	379,100
31	381,400
32	383,800

号俸	本俸月額（円）
33	386,100
34	388,500
35	390,300
36	392,700
37	395,000
38	397,400
39	399,700
40	401,900
41	404,100
42	406,300
43	408,600
44	410,700
45	412,800
46	415,000
47	417,000
48	419,100
49	421,200
50	423,400
51	425,500
52	427,400
53	429,400
54	431,500
55	433,100
56	435,100
57	437,100
58	439,100
59	441,000
60	442,800
61	444,600
62	446,400
63	448,200
64	449,400

65	450,600
66	451,700
67	452,900
68	454,200
69	455,400
70	456,600
71	457,900
72	458,500
73	459,200
74	459,900
75	460,100
76	460,800
77	461,500
78	462,200
79	462,800
80	463,400
81	464,100
82	464,700
83	465,200
84	465,800

85	466,300
86	466,900
87	467,400
88	468,000
89	468,600
90	469,100
91	469,700
92	470,200
93	470,800
94	471,400
95	471,900
96	472,500
97	473,000
98	473,600
99	474,200
100	474,700
101	475,300
102	475,800
103	476,400

備考： 業務専門職に異動する際に、業務専門職本俸月額表の103号俸を超える本俸月額の支給を受けていた者については、業務専門職への異動の前日に支給されていた本俸月額の同額を業務専門職本俸月額表における本俸月額とし、翌年度以降は1号俸100円の間格差とする。

別表第三（第3条第4項関係）

特定任期付職員俸給月額表

号俸	本俸月額
1	598,000
2	672,000
3	759,000

別表第四（第12条第4項及び第20条の2第1項関係）

在勤基本手当及び住居手当

在勤地		シドニー		ロサンゼルス		ニューヨーク	
		在勤基本 手当	住居手当	在勤基本 手当	住居手当	在勤基本 手当	住居手当
号別	区分 号別の基準	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)
1	本俸2等級41号 俸以上の者	円 507,600	オースト ラリア ドル 4,812	円 696,200	米ドル 3,973	円 711,700	米ドル 5,652
2	本俸2等級25号 俸以上の者	497,000	4,627	681,700	3,820	696,900	5,435
3	本俸2等級17号 俸以上の者	486,400	4,442	667,200	3,667	682,100	5,218
4	本俸2等級9号 俸以上の者	475,900	4,257	652,700	3,514	667,300	5,000
5	本俸3等級17号 俸以上の者	423,000	3,702	580,100	3,056	593,100	4,348
6	本俸3等級5号 俸以上の者	370,200	3,332	507,600	2,750	518,900	4,285
7	本俸4等級13号 俸以上の者	317,300	2,961	435,200	2,444	444,900	3,809
住居手当の月額に係 る控除率		-	13.3%	-	11.1%	-	7.8%

ロンドン		シカゴ		シンガポール		北京	
在勤基本手当	住居手当	在勤基本手当	住居手当	在勤基本手当	住居手当	在勤基本手当	住居手当
(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)	(月額)
円	スターリング・ポンド	円	米ドル	円	シンガポール・ドル	円	米ドル
655,500	2,883	662,900	3,655	662,600	8,066	650,300	5,390
641,800	2,772	649,100	3,515	648,800	7,756	637,100	5,183
628,100	2,661	635,300	3,374	635,000	7,445	623,900	4,976
614,500	2,551	621,500	3,234	621,200	7,135	610,700	4,768
546,200	2,218	552,400	2,812	552,200	6,205	544,900	4,146
477,900	1,996	483,400	2,531	483,100	5,585	479,000	3,731
409,700	1,774	414,400	2,249	414,100	4,964	413,200	3,317
-	12.8%	-	12.0%	-	7.6%	-	8.2%

別紙様式（第6条第4項関係）
海外本俸等邦貨支給申請様式

海外本俸等邦貨支給願

年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿

所 属
氏 名

職員給与規程第6条第4項の規定により、給与について下記のとおり邦貨をもって支給していただきたく申請します。

記

1 邦貨による支給が必要な理由

2 邦貨による支給を希望する給与の種類及び金額

種類	金額	種類	金額
海外本俸	円	配偶者手当	円
扶養手当	円	子女教育手当	円
在勤基本手当	円	期末手当	円
住居手当	(上記の円貨換算概算額) 円	勤勉手当	円

注：住居手当については、勤務地の通貨で記載すること。

3 邦貨による支給を希望する期間

年 月 日から 年 月 日

4 支払を受ける者の氏名及び続柄

5 支払先金融機関等

	金融機関	科目	口座番号	口座名義	振込金額
1					
2					
3					
4					